

福岡県公報

令和 3 年 3 月 30 日
第 187 号

目 次

告 示 (第395号 - 第421号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○救急病院の認定	(医療指導課)	7
○福岡県財務規則に基づき電磁的記録により作成する書類等の作成の 根拠となる条項等	(会計管理局会計課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9

公 告

○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	10
○意見募集の結果の公示	(薬 務 課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	15
○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認	(文化振興課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	26
公安委員会		
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	26
○意見募集の結果の公示	(警察本部交通規制課)	26

告 示

福岡県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	飯塚線 大野城	大野城市山田四丁目484番1先から 大野城市山田四丁目459番7先まで

福岡県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
那珂	県道	飯塚線 大野城	前	大野城市山田三丁目 286番1先から 大野城市山田四丁目 458番1先まで	9.4 ～ 43.1	826.5	うち県道福岡早良大野城線重用延長40.6メートル

前	大野城市乙金東二丁目 1168番3先から 大野城市山田二丁目 573番5先まで	25.0 ～ 49.0	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1,040.1メートル
後	大野城市乙金東二丁目 1168番3先から 大野城市御笠川四丁目 6番1先まで	22.9 ～ 49.0	2,395.5	

福岡県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原線 赤間	古賀市筵内1989番11先から 古賀市筵内2612番1先まで

福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	小 郡 山 線	前	小郡市小郡2083番3先から 小郡市小郡2022番1先まで	9.0 ～ 13.0	315.0
			後	小郡市小郡2083番3先から 小郡市小郡2022番1先まで	10.1 ～ 14.8	315.0

福岡県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	小 郡 山 線	小郡市小郡 2083 番 3 先から 小郡市小郡 2022 番 1 先まで

福岡県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力530番4先まで	6.0 ～ 44.2	1,658.6
			前	嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力530番4先まで	11.0 ～ 35.1	1,700.0
			後	嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力530番4先まで	11.0 ～ 35.1	1,700.0

福岡県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市大力711番5先から 嘉麻市泉河内1719番2先まで	5.3 ～ 40.0	6,917.0
			前	嘉麻市大力711番5先から 嘉麻市大力855番1先まで	10.0 ～ 46.0	692.0
			後	嘉麻市大力711番5先から 嘉麻市大力855番1先まで	10.0 ～ 46.0	692.0

福岡県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
北九州	県道	水 芦 巻 屋 線	前	遠賀郡芦屋町山鹿2293番2先から 遠賀郡芦屋町山鹿2008番1先まで	6.0 ～ 29.0	647.8	
			後	遠賀郡芦屋町山鹿2293番2先から 遠賀郡芦屋町山鹿2008番1先まで	15.0 ～ 50.4	871.0	うち一般国道495号重用延長15.0メートル

福岡県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第165号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第166号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第511号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城原谷-4	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷-3	朝倉郡東峰村大字福井（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

古城原谷-2	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷-1	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1から4は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第512号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古城原谷-4	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
古城原谷-3	朝倉郡東峰村大字福井（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
古城原谷-2	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
古城原谷-1	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大肥（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から4は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する

福岡県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城原谷川－1	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－5	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－6	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－2	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－3	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－4	朝倉郡東峰村大字福井（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－7	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－8	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－9	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流

古城原谷川－10	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
古城原谷川－11	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
合衆	朝倉郡東峰村大字宝珠山及び大分県日田市大字鶴河内（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から12は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古城原谷川－1	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
古城原谷川－5	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
古城原谷川－6	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
古城原谷川－2	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり

古城原谷川 - 3	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
古城原谷川 - 4	朝倉郡東峰村大字福井（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 6 に記載する表のとおり
古城原谷川 - 8	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 8 に記載する表のとおり
古城原谷川 - 9	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 9 に記載する表のとおり
古城原谷川 - 10	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面 10 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 10 に記載する表のとおり
古城原谷川 - 11	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面 11 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 11 に記載する表のとおり
合楽	朝倉郡東峰村大字宝珠山及び大分県日田市大字鶴河内（別紙図面 12 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 12 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 12 は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 411 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

病院の名称	所在地	有効期間
神代病院	久留米市北野町中川 900 - 1	

安本病院	久留米市三潴町玉満 2371	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
社会保険田川病院	田川市上本町 10 - 18	

福岡県告示第 412 号

福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号。以下「規則」という。）第 287 条第 4 項の規定に基づき、次のように電磁的記録により作成する書類等の作成の根拠となる条項、当該使用を開始する日及び使用する電子情報処理組織を公示する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

区分	作成の根拠となる条項	電磁的記録により作成する書類等	使用する電子情報処理組織	使用を開始する日
第 4 章 支出に関する書類	規則第 94 条第 2 項	委任状（8 節旅費に関するものに限る。）	総務部総務事務厚生課長が管理する庶務事務システム	令和 3 年 4 月 1 日

福岡県告示第 413 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	大牟田市大字岩本 180 番 1 先から 大牟田市大字岩本 1141 番 5 先まで	5.6 ～ 21.0	830.0

南筑後	県道	大牟田 高田線	前	大牟田市大字岩本180番1先から 大牟田市大字岩本1141番5先まで	10.5 ～ 41.6	700.0
			後	大牟田市大字岩本180番1先から 大牟田市大字岩本1141番5先まで	10.5 ～ 41.6	

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八 女 県 道	船小屋 停車場線		前	筑後市大字津島453番 2先から 筑後市大字尾島158番 1先まで	5.8 ～ 35.6	684.8	うち県道八女瀬高線重用延長247.7メートル
			後	筑後市大字津島1065番 4先から 筑後市大字尾島120番 1先まで	14.5 ～ 40.2	899.1	うち県道八女瀬高線重用延長899.1メートル及び県道船小屋停車場水田線重用延長369.3メートル

福岡県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	勝立川線	大牟田市大字勝立224番32先から 大牟田市大字勝立224番23先まで

福岡県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田植木線	大牟田市新勝立町五丁目16番21先から 大牟田市大字勝立227番8先まで

福岡県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	勝 立 三 川 線	大牟田市船津町 454 番 1 先から 大牟田市船津町 366 番 27 先まで

福岡県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	長 尾 稗 田 線 平 島	行橋市泉中央七丁目 366 番 1 先から 行橋市東泉二丁目 369 番 5 先まで

福岡県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
田 川	県道	今任原線 奈 良	前	田川郡大任町大字今任原2209番1先から 田川市大字伊加利761番1先まで	8.0 ～ 22.6	337.0	
			前	田川郡大任町大字今任原2205番1先から 田川市大字伊加利761番1先まで	20.8 ～ 41.0	334.0	うち一般国道322号 重用延長 334.0メートル
			後	田川郡大任町大字今任原2205番1先から 田川市大字伊加利761番1先まで	20.8 ～ 41.0	334.0	うち一般国道322号 重用延長 334.0メートル

福岡県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	田 川 線 桑 野	前	田川郡川崎町大字田原459番2先から 田川郡川崎町大字田原581番2先まで	10.3 ～ 17.7	326.3
			後	田川郡川崎町大字田原458番2先から 田川郡川崎町大字田原581番2先まで	10.3 ～ 26.3	334.5

福岡県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
田 川	県道	今任原 伊 田 線	前	田川市大字伊田 3501 番3先から 田川市大字伊田 3448 番4先まで	7.4 ～ 26.1	530.8	
			後	田川市大字伊田 3501 番3先から 田川市大字伊田 4539 番5先まで	7.4 ～ 34.0	866.6	うち一般国道322号 重用延長 335.8メー トル
			後	田川市大字伊田 3562 番4先から 田川市大字伊田 4540 番2先まで	18.4 ～ 52.5	300.5	

公 告

公告

福岡県漁船法施行細則の一部案について、令和3年1月26日から令和3年2月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年3月30日に公布しました。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁場環境係

電話：092-643-3555

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和2年11月27日から令和2年12月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年3月30日に公布しました。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

問合せ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092-643-3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年福岡県規則第38号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 意見を募集しなかった理由

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）

を踏まえた心身障害者扶養保険約款の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年3月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 意見を募集しなかった理由

「押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について」（令和2年12月25日付障発1225第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年3月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福岡武道館外7施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和3年2月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目19番12号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

37,015,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年1月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

交通機動隊運転訓練場外12施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 2 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目 19 番 12 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,637,381 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 3 年 1 月 15 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

門司警察署外 12 施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 2 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目 19 番 12 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

84,661,982 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 3 年 1 月 15 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

交通機動隊外 12 施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 2 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所
福岡市東区名島二丁目19番12号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
68,691,928円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
令和3年1月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）小郡市井上681番1、681番2、681番4及び681番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡255番地1

小郡市長 加地 良光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上西鯉坂228番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県鳥栖市蔵上二丁目219番地 メゾンレインボー102

高尾 克己

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）小郡市稲吉字前牟田1335番15及び1335番16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市東合川五丁目1番30号

大和ハウス工業株式会社 久留米支店
支配人 藤井 公彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市針摺中央一丁目514番11、514番12、515番1、515番4から515番19まで、

538番2及び538番7並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目 7 番 6 号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

公告

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

退任理事

氏 名	住 所
太田 英介	柳川市久々原 578 番地

公告

北野町鳥巢高良土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 退任理事

氏 名	住 所
檜原 誠一	久留米市北野町鳥巢 1226 番 1
相園 明広	久留米市北野町高良 2487 番 1
黒岩 延和	久留米市北野町高良 2280 番

篠原 正太	久留米市北野町今山 204 番 1
檜原 貞信	久留米市北野町鳥巢 1239 番 9
檜原 憲一	久留米市北野町高良 1004 番 1 ビクトリア壺番館 102 号
権藤 富秀	久留米市北野町高良 2140 番 3
上瀧 ミヤコ	久留米市北野町中島 105 番 3

2 退任監事

氏 名	住 所
黒岩 憲	久留米市北野町高良 1067 番 2
檜原 としえ	久留米市北野町鳥巢 1250 番 2
澤水 スミ子	久留米市北野町今山 180 番

3 就任理事

氏 名	住 所
権藤 博徳	久留米市北野町高良 2110 番
檜原 英隆	久留米市北野町鳥巢 1217 番
黒岩 純雄	久留米市北野町高良 1555 番 7
檜原 政信	久留米市北野町鳥巢 1188
檜原 秀一	久留米市北野町鳥巢 1185 番
橋本 義則	久留米市北野町千代島 983 番 2

黒岩 達也	久留米市北野町高良 2367 番 3
深町 英俊	久留米市北野町今山 311

4 就任監事

氏 名	住 所
橋原 利秀	久留米市北野町鳥巢 1158 番 1
相園 浩行	久留米市北野町高良 2360 番 4
上瀧 ミヤコ	久留米市北野町中島 105 番 3

公告

解散した清算法人 三井郡大刀洗町大刀洗地区土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

氏 名	住 所
仲 満	三井郡大刀洗町大字山隈 1978 番

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成 6 年福岡県条例第23条）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 3 年 3 月 30 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 名称
福岡県国際文化情報センター
- 2 位置
福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号
- 3 利用料金の承認年月日
令和 3 年 3 月 17 日
- 4 利用料金（令和 3 年 4 月 1 日以降）

(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール (単位：円)

入場料金等区分		利用区分	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 16:00	夜間 17:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合		81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合		105,600	190,300	284,900	522,500
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合		137,500	248,600	372,900	683,100
土・日・祝日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合		96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合		126,500	227,700	341,000	625,900
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合		166,100	298,100	446,600	819,500

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 16:00	夜間 17:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	62,700	112,200	168,300	309,100
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
土・日・祝 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	74,800	134,200	202,400	370,700
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	126,500	227,700	341,000	625,900

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 16:00	夜間 17:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	62,700	113,300	169,400	311,300
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	81,400	147,400	221,100	404,800
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	106,700	192,500	288,200	529,100
商業展示の場合		160,600	289,300	433,400	794,200

土・日・祝 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	75,900	136,400	203,500	374,000
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	97,900	177,100	265,100	486,200
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	128,700	231,000	346,500	635,800
	商業展示の場合	192,500	346,500	520,300	953,700

ウ 国際会議場

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	83,600	108,900	108,900	271,700
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	108,900	141,900	141,900	353,100
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	143,000	185,900	185,900	462,000
土・日・祝 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が 1,000 円以下の場合	100,100	130,900	130,900	325,600
	入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の 場合	130,900	169,400	169,400	423,500
	入場料の額が 3,001 円 以上の場合	170,500	222,200	222,200	553,300

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 16:00	夜間 17:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00

平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が 1,000 円以下の場合	9,900	17,600	24,200	46,200
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	13,200	23,100	30,800	60,500
	入場料の額が 3,001 円以上の場合	16,500	29,700	39,600	78,100
	商業展示の場合	25,300	45,100	60,500	117,700
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が 1,000 円以下の場合	12,100	20,900	28,600	55,000
	入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	15,400	27,500	36,300	71,500
	入場料の額が 3,001 円以上の場合	19,800	36,300	48,400	93,500
	商業展示の場合	29,700	53,900	72,600	140,800

(イ) セミナー室 (単位：円)

目的区分		利用区分	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平日	文化振興等		5,390	7,040	7,040	17,600
	その他		16,280	21,230	21,230	52,800
土・日・祝日	文化振興等		6,490	8,470	8,470	21,120
	その他		19,580	25,410	25,410	63,360

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

目的区分		利用区分	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	終日 9:00 ~ 22:00
平日	非営利目的		22,000	28,600	28,600	72,600
	営利目的		67,100	86,900	86,900	217,800
土・日・祝日	非営利目的		26,400	35,200	35,200	86,900
	営利目的		80,300	104,500	104,500	260,700

オ 会議室 (単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用 (9:00 ~ 22:00)
平日	大会議室	72,930	7,150	144,430
	501 会議室	13,200	1,100	24,200
	502 会議室	10,560	880	19,360
	503 会議室	10,560	880	19,360
	601 会議室	18,480	1,540	33,880
	602 会議室	14,520	1,210	26,620
	603 会議室	13,200	1,100	24,200
	604 会議室	13,200	1,100	24,200
	605 会議室	17,160	1,430	31,460
	606 会議室	23,760	1,980	43,560
	607 会議室	25,080	2,090	45,980
608 会議室	25,080	2,090	45,980	
609 会議室	10,560	880	19,360	

土・日・祝日	701 会議室	10,560	880	19,360
	702 会議室	10,560	880	19,360
	703 会議室	10,560	880	19,360
	大会議室	90,090	7,150	161,590
	501 会議室	16,500	1,100	27,500
	502 会議室	13,200	880	22,000
	503 会議室	13,200	880	22,000
	601 会議室	23,100	1,540	38,500
	602 会議室	18,150	1,210	30,250
	603 会議室	16,500	1,100	27,500
	604 会議室	16,500	1,100	27,500
	605 会議室	21,450	1,430	35,750
	606 会議室	29,700	1,980	49,500
	607 会議室	31,350	2,090	52,250
	608 会議室	31,350	2,090	52,250
	609 会議室	13,200	880	22,000
	701 会議室	13,200	880	22,000
	702 会議室	13,200	880	22,000
	703 会議室	13,200	880	22,000

カ 練習室 (単位：円)

施設名	利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
練習室 1		3,850	7,700	11,660	20,900

平日	練習室 2	1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 3	1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 4	770	1,430	2,200	3,960
	練習室 5	770	1,430	2,200	3,960
土・日・祝日	練習室 1	4,620	9,240	13,970	25,080
	練習室 2	1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 3	1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 4	880	1,760	2,640	4,730
	練習室 5	880	1,760	2,640	4,730

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用区分
 - (1) 会議室を除く各施設
利用区分（「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。
 - (2) 会議室
ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。
イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。
- 3 入場料金等区分
 - (1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。またインターネットを介した会場外となる別の場所での動画視聴にかかる視聴料金も入場料とみなす（本番と同時刻に配信する場合に限る）。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。
 - (2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもって料金表を適

用する。

(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を 1 日又は 1 回当たりの入場料金とみなして、料金表を適用する。

(4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が 1,000 円以下の時は、「1,001 円以上 3,000 円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が 1,000 円以下の時は、「1,001 円以上 3,000 円以下」の区分を適用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001 円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）

b 地域文化に関するセミナー等

c 国際的な學術文化に関するセミナー等

イ 上記の a～c に該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

a 入場料金を徴収するもの

b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの

c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 入場料金を徴収する場合

b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合

c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合

イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の 7 割相当額（百円未満四捨五入）とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の 2 区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は午後及び夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の合計額 9 割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の 2 区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（百円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を 3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を 5（円形ホールは 4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 止むを得ない事情により会議室・練習室を除く施設において、22時以降、翌日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増（百円未満四捨五入）の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントホールをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、

全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
楽 屋	大楽屋 1	室	3,740	(定員 69 人)
	大楽屋 2	室	1,870	(定員 30 人)
	楽屋 1	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 2	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 3	室	2,090	(定員 2 人)
	楽屋 4	室	2,090	(定員 2 人)
	ソリスト控室	室	3,740	(定員 3 人) ピアノあり
	指揮者控室	室	4,730	(定員 3 人) ピアノあり
楽 器	フルコンサートピアノⅠ(外国製)	台	17,600	スタインウェイ D 274
	フルコンサートピアノⅡ(外国製)	台	17,600	パーゼンドルフアー 290
	フルコンサートピアノⅢ(日本製)	台	9,900	ヤマハ C FⅢ - S
	チェンバロ	台	9,900	DUNS TEW DAVID J.RUBIO 1971

舞 台	オーケストラピット	式	16,170	1 催事当たりの金額
	ひな段迫り	式	13,200	9 分割、1 催事当たりの金額
	プロセニウムセット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	室内楽用音響反射板セット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	楽士椅子	脚	110	
	楽士椅子A	式	4,400	51 脚～80 脚
	楽士椅子B	式	6,600	81 脚以上
	譜面台	台	110	
	譜面灯	台	165	
	指揮者台セット	式	825	
	長机	台	165	
	椅子	脚	55	
	コーラス台1	台	220	H 600 × W 1800 × D 600
	コーラス台2	台	220	H 300 × W 1800 × D 600
	金屏風	双	2,970	6 曲 1 双 H 2400
	プログラムスタンド	台	330	H 1500 × W 420
	演台	式	880	H 1100 × W 1400 × D 600
	司会者台	台	660	H 1150 × W 750 × D 500
	国旗	枚	770	H 1500 × W 2250
	県旗	枚	770	H 1500 × W 2250
地絨	枚	4,400	18 m × 11 m グレー・1 枚	
照 明	照明 Aセット	式	7,700	作業明かり
	照明 Bセット	式	16,500	反響板灯
	照明 Cセット	式	11,000	2 sus まで
	照明 Dセット	式	37,400	3 sus まで
	ボーダーライト	列	1,100	
	アッパーホリゾンライト	式	3,300	
	ロアーホリゾンライト	式	2,200	
	シーリングスポットライト	式	4,400	

音 響	ピンスポットライト (2 KW)	台	3,740	クセノン
	スポットライト (1 KW未満)	台	330	
	スポットライト (1 KW)	台	550	
	スポットライト (1.5 KW)	台	770	
	スポットライト (2 KW)	台	1,100	
	スポットライト (3 KW)	台	1,320	
	ストリップライト (130 W × 12 灯)	台	330	
	ストリップライト (130 W × 6 灯)	台	165	
	PTFCスポットライト	台	3,300	フロントスポットライト
	効果用スポットライト (1 KW)	台	880	エフェクトマシンは含まない
	効果用スポットライト (2 KW)	台	1,100	エフェクトマシンは含まない
	エフェクトマシン	台	1,100	
	ミラーボール	台	2,970	(600 φ)
	ストロボ	台	1,100	
	カラーチェンジャー	台	1,100	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	カラーフィルター	枚	330	
	特殊電源料 (1 KWにつき)	KW	495	
	持込器具 (1 KWにつき)	KW	275	
	音 響	拡声装置	式	5,500
カセットテープレコーダー		台	1,540	
MDプレーヤー		台	2,200	
CDプレーヤー		台	1,540	
3点吊マイク装置		台	1,100	マイク別
1点吊マイク装置		台	550	マイク別
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	2,750	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	2,200	
マイクロフォン (有線)	本	1,320		

	マイクスタンド (大型)	台	220	
	マイクスタンド (その他)	台	220	
	移動型スピーカー (大型)	台	2,200	
	移動型スピーカー (中型)	台	1,650	
	移動型スピーカー (小型)	台	1,100	
	ワイヤレスインカム	台	1,100	
	P A 持込料	式	15,400	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,600	
	中継ミキサー室	式	6,600	
映像	スクリーン	式	4,730	9 m × 3.4 m
その他	インターネット回線	式	3,300	
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ※注1(1日あたり)とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ※注2(1催事あたり)とは日数にかかわらず施設利用期間中を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間(約2時間)は利用時間を含む(基本ピッチ 442 H z)。 				

イ イベントホール

部門	品 名	単位	料金(円)	内 容
楽 屋	楽屋 1 (個室)	室	2,860	(定員 3 人)
	楽屋 2 (個室)	室	3,300	(定員 3 人)
	楽屋 3 (個室)	室	2,860	(定員 3 人)
	応接控室	室	3,300	(定員 5 人)
	主催者控室	室	440	(定員 8 人)
	控室 1	室	1,210	(定員 12 人)
	控室 2	室	1,650	(定員 16 人)
楽器	フルコンサートピアノ (日本製)	台	9,900	カワイ E X
	演台	式	880	H 1125 × W 835 × D 555
	金屏風	双	2,970	6 曲 1 双 H 2400

舞 台	平台	台	330	H 300 × W 900 × D 1800	
	めくり台	台	495	H 1500 × W 420	
	国旗	枚	770	H 900 × W 1350	
	県旗	枚	770	H 900 × W 1350	
	譜面台	台	110	折りたたみ式	
	長机	台	165	H 700 × W 1800 × D 600	
	長机 (幕板付き)	台	165	H 700 × W 1800 × D 600	
	長机 (料理台用)	台	165	H 700 × W 1800 × D 900	
	丸テーブル	台	220	900 φ ・ H 700	
	椅子	脚	55		
	照 明	Aセット	式	7,700	地明かり
		Bセット	式	11,000	100 KWまで
アッパーホリゾンライト		式	550		
ロアーホリゾンライト (300 W)		式	2,200		
ロアーホリゾンライト (130 W)		式	770		
ピンスポットライト (2 KW)		台	3,740	クセノン	
ピンスポットライト (1 KW)		台	2,970	ハロゲン	
スポットライト (1 KW未満)		台	330		
スポットライト (1 KW)		台	550		
スポットライト (1.5 KW)		台	770		
スポットライト (2 KW)		台	1,100		
ミラーボール		式	2,970	(600 φ)	
ミラーボール		式	1,540	(300 φ)	
効果用スポットライト (1 KW)		台	880		
エフェクトマシン		台	1,100		
照明持込料		式	13,200	持込卓がある場合	
カラーフィルター		枚	330		
特殊電源料 (1 KWにつき)		KW	495		
持込器具 (1 KWにつき)	KW	275			

音 響	拡声装置	式	5,500	
	移動型操作卓	卓	4,400	カセット、CD付
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	CDプレーヤー	台	1,540	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	2,200	
	マイクロフォン（コンデンサ）	本	1,430	
	マイクロフォン（有線）	本	880	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	マイクスタンド（その他）	台	220	
	移動型スピーカー（中型）	台	1,650	
	移動型スピーカー（小B型）	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	持込卓がある場合
録音録画料	式	6,600		
中継ミキサー室	式	6,600		
映 像	ビデオプロジェクター	1面	17,600	200インチ
	S-VHS	台	2,200	
	DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン	式	4,730	9m×4.7m、巻取式
	撮影用カメラ	台	14,300	
その他	インターネット回線	式	3,300	
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ※注2（1催事あたり）とは日数にかかわらず施設利用期間中を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間（約2時間）は利用時間に含む（基本ピッチ442Hz）。 				

ウ 国際会議場

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽 屋	VIPルーム	室	19,800	(定員約9人)
	特別控室1	室	4,620	(定員約8人)
	特別控室2	室	7,590	(定員約8人)
	特別控室3	室	3,410	(定員約5人)
	特別控室4	室	3,410	(定員約5人)
	特別控室5	室	4,290	(定員約7人)
舞台	金屏風	双	2,970	6曲、W750×H2450
照 明	ピンスポットライト（1KW）	台	2,970	ハロゲン
	特殊電源料（1KW）	KW	495	
	持込器具（1KW）	KW	275	
音 響	拡声装置	式	3,300	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	1,650	
	マイクロフォン（有線）	本	440	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	マイクスタンド（卓上型）	台	220	
移動型スピーカー（大型）	台	1,760		
	PA持込料	式	15,400	
映 像	ビデオプロジェクター	面	7,700	120インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
そ の 他	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m
	同時通訳装置	式	16,500	6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,100	

インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。			

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,400	ヤマハC7E
舞台	演台	台	880	700×500×1000
照	調光装置	式	2,750	
	スポットライト（1KW未満）	台	330	
明	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495	
	持込器具（1KWにつき）	KW	275	
音響	拡声装置	式	2,750	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	2,200	
	マイクロフォン（コンデンサ）	本	880	
	マイクロフォン（有線）	本	440	
	マイクスタンド（卓上型）	本	220	
	マイクスタンド（大型）	本	220	
	マイクスタンド（ブーム型）	本	220	
	移動型スピーカー	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	
	音響反射板	式	2,200	

映像	ビデオプロジェクター	面	8,800	150インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
その他	OHC	台	3,300	書画カメラ
	インターネット回線	式	3,300	
その他	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
	備考 ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。 ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間（約2時間）は利用時間に含む（基本ピッチ442Hz）。			

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金(円)	内容
音響	コントロール卓	式	2,750	カセットデッキ（セミナー室2のみ）
	コントロール卓専用マイクロフォン	本	440	
	マイクスタンド（床上型）	台	220	
	マイクスタンド（卓上型）	台	220	
	ワイヤレスマイク	本	1,650	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能
	ポータブルアンプ	式	1,650	
	CD・MDラジカセ	台	1,540	
映像	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	OHC	式	3,300	書画カメラ
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	スライド映写機	台	1,650	S-AVハロゲンスライド
	DVDプレーヤー	台	2,200	
その他	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	

備考

- ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。
- ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内容
照明	スポットライト(100W)	台	220	
	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495	
	持込器具(1KWにつき)	KW	275	
音響	コントロール卓	式	2,200	カセットデッキ、CDプレーヤー
	マイクロフォン(有線)	本	440	
	マイクスタンド(床上型)	個	220	
	マイクスタンド(卓上型)	個	220	
	ポータブルアンプ	式	1,650	カセットデッキ及び有線マイク1本付属
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,650	ポータブルアンプ専用
	CD-MDラジカセ	台	1,540	
映像	AVワゴン	式	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	スクリーン(OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
その他	可動パネル	枚	220	1200×2400
	展示台	台	220	750×600×700
	展示ステージ	台	220	750×600×185
	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	利用区分なし

備考

- ・料金は1利用区分（午前、午後、夜間の1区分）の料金とする。
- ※注1（1日あたり）とは1日を通して1利用区分のみの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。
- ・下記備品については無料で利用可能。
IHクッキングヒーター、電子レンジ、大型冷蔵庫(626ℓ)、ステンレス調理台
- ※扱う食材によっては利用をお断りする場合がありますので、要事前相談。

オ 会議室

部門	品名	単位	料金(円)		内容
			大会 会議室	会議室	
照明	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495		
	持込器具(1KWにつき)	KW	275		
音響	拡声装置	式	3,300		
	ポータブルアンプ	式		1,650	カセット、マイク1
	レクチュア台 (606,607,608 会議室のみ使用可能)	式		2,200	固定マイク1本、CDデッキ付属
	録音卓	台		1,650	カセット、マイク2(拡声なし)
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,650	1,650	
	マイクロフォン(有線)	本	440	440	
	マイクスタンド(大型)	台	220	220	
	マイクスタンド(卓上型)	台	220	220	
	カセットデッキ	台	1,540		
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	1,540	
映像	ビデオプロジェクター	面	6,600		100インチ
	AVワゴン	式		5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200		
	スクリーン(OHP含む)	台	1,650	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m

	スライドテレビコンバーター	台	3,850		
その他	三折式パーテーション	式	2,200	550	大会議室5枚一式、会議室1枚料金
	インターネット回線	式	3,300	3,300	
備考 ・料金は1日1回あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・利用当日のキャンセルは不可。 ・数に限りあり。 ・マイクロフォンの利用には、拡声装置、ポータブルアンプまたはレクチュア台が必要。					

カ 練習室

部門	品名	単位	料金(円)	内容	
楽器	フルコンサートピアノ(日本製)	台	7,700	カワイGS100、練習室1	
	セミコンサートピアノ(日本製)	台	4,400	カワイCA70N、練習室3	
舞台	楽士椅子	脚	110	ピアノ用、コントラバス用	
	譜面台	台	110		
音響	移動型操作卓	台	4,400	カセットデッキ、CD、MD(練習室1のみ)	
	マイクロフォン(有線)	本	330		
	マイクスタンド(大型)	台	220		
	移動型スピーカー	台	2,200	2台セット(練習室1のみ)	
備考 ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。					

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 測量の種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県直方市大字植木・下新入地内	令和2年8月6日から 令和3年3月12日まで

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和3年3月30日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のとおり改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 2 規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第38号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)について、令和2年12月25日から令和3年1月23日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定

に基づき、その結果を告示する。

令和3年3月30日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和3年福岡県公安委員会規則第2号）

2 規則の公布の日

令和3年3月30日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。